

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

平成26年10月14日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第27号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第21条）

第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）

第3章 小規模保育事業

第1節 通則（第27条）

第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）

第3節 小規模保育事業B型（第31条—第33条）

第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）

第5章 事業所内保育事業

第1節 通則（第43条・第44条）

第2節 保育所型事業所内保育事業（第45条—第48条）

第3節 小規模型事業所内保育事業（第49条—第51条）

第6章 委任（第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 杉並区（以下「区」という。）は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(家庭的保育事業者等の責務)

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等が行う家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分に考慮して設けられなければならない。

（連携施設の確保）

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項から第3項まで、第15条、第16条第1項、第17条及び附則第3項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に提供され、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

（2）必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業者等が職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

（3）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（非常災害対策）

第8条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならない。

2 前項の訓練（避難及び消火の訓練に限る。）は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、規則で定める設備及び利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、又は人格を辱める等の行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康の状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業を行う事業所（以下「居宅訪問型保育事業所」という。）の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法その他規則で定める方法により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、あらかじめ作成された献立に従って利用乳幼児に食事を提供するための調理を行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれにも該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。
- (3) 調理業務の受託者が、当該家庭的保育事業者等による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等を考慮して調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。
- (4) 調理業務の受託者が、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康の状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 調理業務の受託者に対して、食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供させるよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、利用開始前に児童相談所等において乳幼児の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が前項に規定する利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、利用乳幼児の食事を調理する者（以下「調理員」という。）につき、特に綿密な注意を払わなければならない。

（運営規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに、次に掲げる家庭的保育事業等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- （1）家庭的保育事業等の目的及び運営の方針
- （2）提供する保育の内容
- （3）職員の職種、員数及び職務の内容
- （4）保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- （5）利用乳幼児の保護者から受領する費用の種類、その額及び支払を求める理由
- （6）乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- （7）家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
- (帳簿の整備)

第19条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その提供した保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その提供した保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、規則で定める要件を満たすものとして、区長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で行うものとする。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医

及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第16条第1項の規定により同条第2項に規定する搬入施設（以下「搬入施設」という。）から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を提供している乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

(3) 保育士となる資格その他規則で定める資格を有する者

(4) 規則で定める経験を有する者

3 家庭的保育事業を行う場所において、前項に規定する家庭的保育者（以下「家庭的保育者」という。）1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

4 前項の規定にかかわらず、家庭的保育事業を行う場所が建築物の2階以上の階にある場合には、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、2人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、4人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を適切に提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、次のように区分する。

- （1） 小規模保育事業A型
- （2） 小規模保育事業B型
- （3） 小規模保育事業C型

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- （1） 調理業務の全部を委託する場合
- （2） 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 小規模保育事業所A型において、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- （1） 乳児 おおむね3人につき1人
- （2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第1項に定めるもののほか、小規模保育事業所A型ごとに、次項に規定する施設長を置かなければならない。

5 施設長は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保育士となる資格を有する者

(2) 規則で定める経験を有する者

(3) 専任の常勤職員である者その他区長が認める者

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。

第3節 小規模保育事業B型

(設備の基準)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員)

第32条 小規模保育事業所B型には、保育士その他区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 小規模保育事業所B型において、保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第1項に定めるもののほか、小規模保育事業所B型ごとに、第29条第5項に規定する施設長（以下「施設長」という。）を置かなければならない。

（準用）

第33条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業B型について準用する。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（職員）

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 小規模保育事業所C型において、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、小規模保育事業C型を行う場所が建築物の2階以上の階にある場合には、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、2人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する

場合には、4人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するための保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するための保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育

(設備及び備品)

第39条 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所に居宅訪問型保育事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第40条 居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設の確保)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保

育を提供する場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の区が指定する施設を適切に確保しなければならない。

(準用)

第42条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。

第5章 事業所内保育事業

第1節 通則

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）のための定員枠を設けなければならない。

利用定員	その他の乳児又は幼児のための定員枠
5人以下	1人
6人又は7人	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(事業所内保育事業の区分)

第44条 事業所内保育事業は、次のように区分する。

(1) 保育所型事業所内保育事業 利用定員が20人以上の事業所内保育事業

(2) 小規模型事業所内保育事業 利用定員が19人以下の事業所内保育事業
第2節 保育所型事業所内保育事業

(設備の基準)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員)

第46条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 保育所型事業所内保育事業所において、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1箇所につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第1項に定めるもののほか、保育所型事業所内保育事業所ごとに、施設長を置かなければならない。

(連携施設に関する特例)

第47条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、第7条の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同条第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第48条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。

第3節 小規模型事業所内保育事業

(設備の基準)

第49条 小規模型事業所内保育事業を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員)

第50条 小規模型事業所内保育事業所には、保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 小規模型事業所内保育事業所において、保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第1項に定めるもののほか、小規模型事業所内保育事業所ごとに、施設長を置かなければならない。

(準用)

第51条 第24条から第26条までの規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。

第6章 委任

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に行う家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第15条並びに第23条第1項本文、第29条第1項本文、第32条第1項本文、第35条第1項本文、第46条第1項本文及び第50条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を受けることができると区が認める場合は、第7条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
- 4 第32条及び第50条の規定の適用については、家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、保育従事者とみなす。
- 5 第36条の規定の適用については、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とする。